




| | | | |
|---|-----------------------------|------|--|
| 発 議 | 平成 2 8 年 8 月 2 5 日 | 施行取扱 | |
| 決 裁 | 平成 2 8 年 月 日 | 保存年限 | 永年・10年・5年・3年・1年・() |
| 施 行 | 平成 2 8 年 月 日 | 情報管理 | <input checked="" type="checkbox"/> 開示 (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限) <input type="checkbox"/> 非開示 (非開示解除) |
| 文書記号 | 蘭 号 | 起案者 | 所 属 総務課 職氏名 課長 山 内 勳 |
| <p>町 長 副町長 課 長 参 事 係 長 係</p>    | | | |
| 合 議 | | | |
| 施行上の留意事項 (記載者押印) | | | |
| 件 名 | チセヌプリスキー場譲渡に係る契約書のチェックについて | | |
| <p>このことについて、譲渡契約書（案）を作成したところですが、各条項等におけるリーガル（法律）チェックを下記の法律相談事務所に依頼することとし、別紙のとおり委任契約を締結してよろしいか伺います。</p> | | | |
| 記 | | | |
| 1 住 所 | 札幌市中央区大通西 1 1 丁目 大通藤井ビル 6 階 | | |
| 2 氏 名 | 弁護士法人佐々木総合法律事務所 | | |
| | 代表社員弁護士 佐々木 泉 顕 | | |
| 3 その他 | 手数料 30,000円 (税別) | | |

委任契約書

蘭越町（以下、「甲」という。）と、弁護士法人佐々木総合法律事務所（以下、「乙」という。）との間で、次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は、チセヌプリスキー場を売却する件（以下「本件」という。）について、
売買契約書のリーガルチェックを乙に委任する。

第2条 甲は乙に対し、本件にかかる手数料として金3万円（消費税別途）を支払
うものとする。

第3条 前各条に定めるもののほか、本件に関し、必要があるときは、甲乙協議の上、
定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙

札幌市中央区大通西1-1丁目大通藤井ビル6階

弁護士法人佐々木総合法律事務所

代表社員弁護士 佐々木 泉 顕

事業譲渡契約書(案)

蘭越町(以下「甲」という。)と有限会社 JRTトレーディング(以下「乙」という。)とは、甲のチセヌプリスキー場の譲渡につき次のとおり契約を締結する。

(目的・譲渡日)

第1条 甲は乙に対し、平成28年 月 日(以下「譲渡日」という。)をもって、甲のチセヌプリスキー場の全部を譲渡する。

(譲渡物件)

第2条 前条により譲渡すべき物件は、チセヌプリスキー場に付帯する次の物件とする。

- (1) 高速リフト関連施設 一式 1,169.69m
- (2) 駅舎(山頂・山麓) 24.34m²
- (3) 休憩舎 1棟 194.40m²
- (4) 格納庫 1棟 317.61m²

(譲渡代金)

第3条 譲渡代金は、一金10,000,000円とする。

(代金の支払)

第4条 乙は、前条の代金をこの契約の締結後に、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に期限内に支払わなければならない。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第5条 この物件の所有権は、乙が第2条の代金の支払を完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 乙は、前条第1項の規定によりこの物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記に係る書類を乙に提出するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第7条 甲は、この物件に隠れた瑕疵があっても、その責を負わないものとする。
2 水道管・ガス管・電線管・電柱・空中線・排水など、この物件に関連する事項は現状のまま引渡しを行い、その後に発生した事項は、乙において責任をもって処理し、甲はその責を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催促しないでこの契約を解除することができる。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

第10条 譲渡財産に対する公租公課、保険料等は日割り計算により、譲渡日の前日までは甲の、譲渡日以降は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第11条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、信義に従い誠実に甲乙協議して決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
蘭越町
蘭越町長 宮谷内 留雄

乙 虻田郡ニセコ町字東山24番地3
(有)JRTトレーディング
取締役 